

協同農業普及事業の実施に関する方針（概要版）

平成23年3月25日制定

第1 普及指導活動の課題

- 1 かごしま農業の発展を支える担い手の育成・確保
- 2 かごしま農業の戦略的な産地育成に向けた取組に対する支援
- 3 環境と調和した農業生産及び安心・安全な農畜産物の安定供給に向けた取組に対する支援
- 4 農村の振興に向けた取組に対する支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及指導員の配置
農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の技術，経営に関する課題に的確に対応していくため，試験研究機関及び農業大学校との連携，本県の農業をめぐる情勢，地域の特性等に配慮する。
- 2 普及指導員の在任期間
農業者との信頼関係に基づき，継続的な普及指導活動を行いつつ，その期間中に普及指導活動の成果が十分に発揮されるように配置する。
- 3 普及指導員の計画的な養成及び確保
普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保にあたって，普及事業担当課等に配置した上で，中堅普及指導員等をトレーナーとして普及指導に従事させ，革新技術の習得や現場での課題解決能力等の向上を図る。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 研修目標
農業分野における技術革新，農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応できる普及事業を展開するため，普及指導員の資質向上を図る
普及指導員の研修は，普及指導員がスペシャリスト機能やコーディネート機能を発揮しつつ，技術を核として，地域農業の生産面，流通面等における革新を総合的に対応できる普及指導員を育成することを目標にする。
- 2 調査研究等の充実強化

第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 普及指導活動の重点化
農政の展開方向や地域の状況に応じて，普及指導員による取組の必要性及び緊急性の高いものに重点化する。
農業の担い手となる人材の確保・育成を最重点課題としつつ，高度な農業の技術革新や経営改善に向けた取組を支援する活動，並びに地域リーダー等の農業者及び関係機関との連携を図りながら，地域農業の活性化を支援する活動へ重点化する。
活動の内容に応じて，認定農業者をはじめ，青年農業者や女性農業者，地域リーダーなど意欲ある多様な農業者を適正に選定する。

2 普及指導活動の重点化に伴う関係機関との連携と役割分担

普及指導活動の重点化を図る一方で、地域全体として、地域農業の発展等に向けた取り組みを進めるため、関係機関との連携を深め、普及指導活動の内容や対象に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合、金融機関等との連携の確保に努め役割分担を明確化する。

3 試験研究及び研修教育との一体的取り組みの充実強化

普及指導組織と試験研究機関は連携して技術の開発、実証展示・普及を行う。

青年農業者等農業を担うべき者を養成するための農業大学校との一体的な取組の充実強化に努める。

4 普及指導計画の策定と評価

普及指導計画は実施方針に即し、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象、課題ごとに策定する。

普及指導計画に基づく活動の成果等について、当該活動の必要性、有効性、効率性等の観点から内部評価及び外部評価を行い、その評価結果を普及指導活動等に適時的確に反映する。

5 調査研究の実施及び成果の活用

積極的に調査研究を実施し、その成果を普及指導に活用する。

6 民間等との連携

新技術の実践や新規就農者の技術習得の支援等については、指導農業士等の地域において先導的な役割を担う農業者等の協力を得る。

専門分野については、地域の実情を踏まえつつ、積極的に普及指導協力員制度に民間専門家を活用するなど、役割分担の明確化や適切な連携の確保に努める。

7 研修教育の充実強化

農業大学校と連携して、農業青年クラブ活動を促進するための指導等を実施する。

農業大学校は、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識を習得させるとともに、地域をリードする農業者を養成するため、その研修教育内容の充実強化を図る。

8 行政施策の活用支援

普及事業の特徴を活かしつつ、課題解決の手段として、各種補助事業や融資資金等の活用を支援する。

9 普及事業担当課等の運営

農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分発揮されるよう運営する。

10 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 農業に関する教育への協力
- 2 普及事業担当課等の施設・機能の充実
- 3 地域振興局・支庁の管轄区域を越えた普及指導活動
- 4 海外技術協力への対応
- 5 都道府県間の連携の強化